

宇 個 審 答 申 第 2 3 号
平成 2 8 年 9 月 1 3 日

宇治市長 山本 正 様

宇治市個人情報保護審議会
会 長 松 岡 久 和

実施機関における個人情報の取扱い（個人情報の目的外利用）について（答申）

平成 2 8 年 8 月 1 9 日付け、2 8 宇市危第 1 1 4 号により諮問のありました、「実施機関における個人情報の取扱い（個人情報の目的外利用）について」について、下記のとおり答申します。

記

諮問のあった個人情報の目的外利用については、当該事業の実施に当たり、目的外利用することについて相当の理由があると認められるため、下表を目的外利用・提供の例外類型事項 1 8 として追加することが妥当であると認められる。

整理 番号	事務の種類	利用・提供が適当であると認める理由
1 8	被災者台帳の作成及び 罹災証明書の交付のため、 固定資産税担当課が保有 する家屋課税台帳に登録 されている個人情報を利用 すること。	災害時における被災者の援護を総合的かつ効率的に実施する体制を確立するためには、家屋課税台帳に登録されている個人情報を利用して被災者台帳を作成する必要がある。また、遅滞なく住家の被害の状況を調査し、家屋課税台帳に登録されている個人情報を利用して災害による被害の程度を証明する書面（罹災証明書）を交付できるようにする必要がある。 ただし、利用する個人情報は被災者台帳の作成及び罹災証明書の交付に必要な範囲に限る。